

主な内容

- 2面 税制改正大綱 主な内容
- 3面 当面の問題シリーズ
- 5面 税制改正要望フォーラム開催
- 6面 ブロック別単位税政連会議を開催

東京税政連

発行所 **東京税理士政治連盟**
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3F
 電話 03(3356)4479
 [URL] <http://www.t-zeisei.jp/>
 編集発行人 嶋崎 雄幸
 広報委員長



冠雪の富士



撮影・赤羽 秀樹(練馬区)

年頭所感



東京税理士政治連盟
 会長 名倉 明彦

会員増強に向けて

明けましておめでとうございませう。旧年中は税政連活動にご理解とご協力を賜りありがとうございました。

昨年9月20日の第53回定期大会で会長に就任して以降、税制改正については、軽減税率反対を最重要事項として掲げ、中小企業団体との懇談会、自民党との朝食懇談会、関係省庁との勉強会、税制改正要望フォーラム、税理士後援会、国政報告会などあらゆる機会を通じて積極的に要望してまいりました。

昨年末に税制改正大綱が決定されました。未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除の適用、中小法人に係る交際費等及び少額減価償却資産の損金算入の特例延長など、一部実現したもの、私たちが廃止を要望した消費税の軽減税率、適格請求書等保存方式(インボイス方式)は取り上げられませんでした。問題点の多い軽減税率、インボイス方式に対する現場の納税者の声が国会に届くよう引き続き働きかけを行ってまいります。

税理士法改正については、日本税理士会連合会が公表した「次期税理士法改正に関する答申」に対する会員からの意見が出揃ったようです。意見書がま

軽減税率インボイスの廃止に向けて

組織の強化につきましては、全ての税理士が税政連の存在意義を感じ、関心を持っていただけるよう、会員の意識改革を目的とした規約の改正をお願いしているところです。

現在、11の単位税政連がこの趣旨に賛同していただき、規約の改正が行われました。規約の改正が行われていない単位税政連におかれましては、引き続き検討を重ねていただければと思います。

また、年末にブロック別単位税政連・後援会会議を開催しました。事前アンケートを見ますと、税政連の活動がよくわからないという意見をたくさんいただきました。定期大会でも税政連の活動がわかるパンフレットがほしいという意見もいただきました。そこで共通要望を基に、税理士会は官公署(行政府)へ建議、税政連は政治家(立法府)に陳情する仕組みとこれまでの成果をコンパクトにまとめたパンフレットを作成し各単位税政連に配布しました。これをご活用いただき、48単位税政連の全てが会員の増加を実現していただきたいと思っております。

本年も税政連に対しさらなるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あけましておめでとうございます

推薦審査副会長	推薦審査副会長	総務副会長	副幹事長	規約改正推進委員長	後援会対策委員長	広報委員長	国対委員長	組織委員長	財務委員長	政策委員長	幹事長	推薦審査会長	総務会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会長
新居之昌	秋元弘光	山本竜三郎	水野よ志の	遠藤 潔	大美賀 功貴	嶋崎 雄幸	森下 清隆	竹田 剛志	平野 弘道	菅原 祥元	坂田 恒篤	嶋岡 恒篤	脇坂 雄一	田尻 吉正	小林 英理子	鈴木 誠	吉川 裕一	柴崎 一男	野間口 嘉平	名倉 明彦

自民・公明両党

税制改正大綱を公表

令和2年度税制改正大綱の主な内容

昨年末12月19日、自民党・公明両党は令和2年度税制改正大綱を決定した。連結納税制度のグループ通算制度への移行やオープンインベションの促進税制が柱であり、その一環として法人に係る消費税の確定申告書の提出期限は一ヶ月延長の特例が記載された。また、事業承継税制の第三者承継の措置は見送られたものの一部要件緩和や納税環境整備における振替納税の実務に関する改正も盛り込まれた。消費税の軽減税率制度に関しては法律が施行されたばかりなので、引き続き実務の実態を注視し、ポイント制度の見直しとともに改正要望を行っていく

一人個人所得課税
 ○個人が、低未利用土地等であることが、市町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えているものの譲渡が5年を超えては、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができる。
 ○配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除すべきに住宅借入金等所有する取得費は、配偶者居住権の目的となつて建物の供される土地等についてその

被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とする。
 ○住宅の取得等をした家庭(以下「新規住宅」)をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から3年目に該当する年中に新規住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡(以下「従前住宅等の譲渡」)をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金等所有する取得費は、配偶者居住権の目的となつて建物の供される土地等についてその

△長期譲渡所得の課税の特例、譲渡所得の特別控除等
 ○令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合に適用
 ○国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例を次のとおり創設する。
 △個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年の分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その損失のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなす。
 ○未婚のひとり親に対する税制上の措置
 △居住者が、現に婚姻をしていない者が、次に掲げる要件を満たすもの(寡婦又は寡夫である者を除く)である場合には、その者の

論説

円滑な税政連活動に向けて組織率の向上を

東税政、単位税政連の人的、財政的基盤を充実するために単位税政連規約の改正が求められ、すでに11単位の定期大会での改正案上程を予定している単位税政連も多い。

東税政定期大会の議案書には過去10年間の東税政の収支と単位税政連会員の推移が掲載されているが、それによると会員数は平成21年度の9976名から毎年2%程度減少して平成30年度末は8777名となつてい

8777名となつてい。収支については、この間に実施された国政選挙、地方議会選挙等に係る選挙活動費や平成26年度の税理士法改正に伴う国対活動費の臨時の支出もあり恒常的にマイナスの状態が続き、平成30年度末の次期繰越金は100万円にまで減少している。

また、東税政は東京税理士会の会員数(平成30年度末)は230016名に1200万円を乗じた分担金を日税政に支払うこととして、東京税理士会の会員数は毎年350名ほど増

額等の経費の節減に努めているが、サポート募金等の寄付金収入や機関紙の広告収入、東京税理士会との受託事業による事業収入に比べて組織率低下に伴う会費収入の減少を補っている。

一方、単位税政連は毎年7月1日現在の会員数

その活動も限られたものになっていくと考えられる。税政連活動の円滑な遂行のためにも、まずは、組織率、会費収納率の向上が必要なのである。単位税政連規約改正案では、支会会員の全員(会員となることを望まない

その年の総所得金額等から35万円を控除する(イ)その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有するもの(ロ)合計所得金額が500万円以下であること(ハ)その他住民票に一定の記載要件。

△令和2年分以後の所得税について適用する。なお、△非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であつて、留學や障害者等のいずれにも該当しない者を除外する。
 △令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用(所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算と確定申告について、次の見直しを行う。
 △その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下である個人は、いわゆる「現金主義による所得計算の特例」の適用ができることとする。
 △令和4年分以後の所得税について適用。
 二 資産課税
 ○所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、次の措置を講ずる。
 (一)市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について登記簿等に所有者の個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。(4面に続く)



2020年夏、東京オリンピックが開催される。昨秋、暑さ対策でマラソンと競歩の競技会場が東京から札幌に突然変更された。1964年の東京オリンピックの時のように秋に開催していたのは、昨年10月、台風19号が伊豆半島から関東、東北を通過して、記録的豪雨により7県17河川で130か所の堤防が決壊。死者行方不明者を多数出し、6万棟超の建物が床上床下浸水に遭うなど甚大な被害をもたらした。被害に遭われた皆様は心よりお見舞いを申し上げます。日本は6月前後の梅雨と9月頃の秋雨があり、夏から秋にかけて台風が上陸する。水害に対処するため河川改修、堤防やダム建設など治水事業は進められてきたが、用水路の整備や地面の舗装などで雨水が急激に河川に集まりやすくなった。地球温暖化の影響で気温が上昇している。冬は雪の降る回数が少なくなった。春と秋が短くなり、暑い日が多くなった。日本近海の海面水温が高いため、前線や台風に大量の水蒸気が供給され続け記録的な大雨となる。最近九州北部豪雨、西日本豪雨など毎年のように豪雨災害が続いている。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑えることで災害の発生を抑える。地球はみんなのものだから。

届出書提出状況の確認が、事故防止につながります。



保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会 **税理士職業賠償責任保険**

●保険代理店 株式会社日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
ホームページ [ぜいばいほけん](#) ★ホームページでは事故事例をご覧いただけます

貸付金債権の評価

1. はじめに

2020年度税制改正に向けた議論が11月後半から与党で本格的に始まった。企業の内部留保を投資に回すための税制上の優遇措置や、19年度改正で調整が難航した未婚のひとり親への支援策が主なテーマである。このほか、国境を越えて巨額の利益を稼ぎ出すIT企業などに対する国際課税のルール策定に向けた提言や、後継者がいない中小企業が親族以外の第三者に事業承継しやすくするための税制、自治体に寄付した企業に税優遇する「企業版ふるさと納税」の延長・拡充がある。さらに電力・ガス事業者に対する地方税の法人事業税の課税方法の見直しなどが議論された。

2. 貸付金債権の評価

まず、貸付金債権の評価についてはどのように定められているか確認したい。財産評価基本通達では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期(相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条4項第2号第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。)

② 貸付金債権等に係る利息

未収法定東実の評価(確定する貸付金等の利子を除く)の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額。ただし、貸付金債権等の元本価額の範囲は、財産評価基本通達205で、財産評価基本通達204の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において一定の事由の金額に該当するとき、その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しないとされている。

3. 同族会社に対する貸付金

会社を営んでいる社長が、自社の資金繰りのために社長個人の資金を会社に貸し付けていることがある。殆どの場合返済期限や返済条件を定められない。もし、社長に相続が発生した場合の貸付金は、同族会社が債務超過であったとしても相続税の課税価格に算入される。

「当面の問題」シリーズ
131

決事例を見てみると、「相続の開始当時、赤字申告が続いていた事実が認められ、債務超過の状態が継続していた事実は認められず、事業活動を継続しており、事業閉鎖等の事実、会社更生又は強制執行の申立て等を受けた事実はなく、弁済不能の状態があったとは認められない。」(平14・2・26裁決、採決事例集No.63(576頁))として、同族会社に対する貸付金について相続税の課税価格に算入すべき債権に該当するとしている。

このように同族会社が債務超過であったとしても、上記のような場合には貸付金の価額を減額することができないと判断されていることは、問題点があると考えられる。そして、この全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な努力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。(平成16年12月24日最高裁判所第二小法廷判決・民集 第58巻9号2637頁) という裁判例もある。

5. 事業再生に係るDES (Debt Equity Swap) 債務の株式化 研究報告書
東京税理士政治連盟は、評価方法の見直しを要望しているが、平成22年1月に経済産業省経済産業政策局産業再生課から「事業再生に係るDES (Debt Equity Swap) 債務の株式化」研究報告書が公表されている。この研究報告書では、企業再生税制の適用対象となる一定の私的整理の場面に於けるDESに関する税務上の時価評価の方法が検討されている。そして、企業再生税制の適用場面におけるDESの対象となる債権の評価は、再生企業の合理的に見積られた回収可能額に基づき評価することが合理的としているのである。

6. おわりに
1つ目の問題点である「3. 同族会社への貸付金」は、とくに相続が発生した場合において問題となる。出資(資本金)であれば株式の評価を行い債務超過であれば株式の評価額はゼロになることもあるが、貸付金の評価は、原則、貸した金額である。事前に対策を行えば、手元にお金がないのに相続税を多く払わなければならないという事態を避けることが可能である。しかし、一般の納税者は事前の対策が必要であることに気が付かない。

1 金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ(法人税基本通達9-6-1)
2 回収不能の金銭債権の貸倒れ(法人税基本通達9-6-2)
3 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ(法人税基本通達9-6-3)
一方では、過去に、「法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒れ損失を法人税法22条3項3号にいう『当該事業年度の損失の額』として算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な努力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」(平成16年12月24日最高裁判所第二小法廷判決・民集 第58巻9号2637頁) という裁判例もある。

「4. 債務超過会社への貸付金」の評価が適正では考え難い点である。2018年に法人向けの事業承継税制が本格的に拡充され、2019年に個人版事業承継税制が創設された。さらに事業承継を後押しすべく第三者に事業承継しやすくするための税制について2020年度税制改正に向けた議論がされるが、事業承継の際、株式譲渡のための株価の評価において、債務超過会社への貸付金の評価は、貸倒れの判定に関する一般的な基準に合わない。原則、貸した金額であり、回収可能額ではない。

貸付金債権の評価は、原則として元本の額で評価される。一方、例外として課税時期において一定の事由に該当する場合、その他回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときに、この評価が適正とは考え難い。したがって、貸付金債権の評価は合理的に見積られた回収可能額に基づく評価への見直しが必要と考えられる。

貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額は、その返済されるべき金額に算入される。そして、この全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な努力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」(平成16年12月24日最高裁判所第二小法廷判決・民集 第58巻9号2637頁) という裁判例もある。

「当面の問題」シリーズ131
5. 事業再生に係るDES (Debt Equity Swap) 債務の株式化 研究報告書
東京税理士政治連盟は、評価方法の見直しを要望しているが、平成22年1月に経済産業省経済産業政策局産業再生課から「事業再生に係るDES (Debt Equity Swap) 債務の株式化」研究報告書が公表されている。この研究報告書では、企業再生税制の適用対象となる一定の私的整理の場面に於けるDESに関する税務上の時価評価の方法が検討されている。そして、企業再生税制の適用場面におけるDESの対象となる債権の評価は、再生企業の合理的に見積られた回収可能額に基づき評価することが合理的としているのである。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

東京税理士政治連盟では毎年6月に「税制改正に関する要望」を作成し、これを基に税制改正に向けた活動を行っている。しかし、要望項目の多く一部しか議論には挙がっていない。今度も残念ながら議論に挙がらなかったようであるが継続して要望している「財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、財産の評価を見直すこと(貸付金債権の評価)」について見てみたいと思う。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット 月額 12,800円(税抜)

(ソフト保守料・電話サポート込み)
※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳一覧書の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp



本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

軽減税率制度の廃止を訴え

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

本連盟は、自民党と公明党との懇談会を開催し、かねてより強く要望してきた軽減税率制度の廃止を訴えると共に、令和2年度税制改正の重要事項の説明を行った。

①非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予における継続届出書等

②担保が保証人(法人)の保証である場合における延納申請書

③非上場株式を物納する場合同じく物納申請書

④法人課税

⑤国際課税

⑥納税環境整備

⑦振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

⑧令和2年度税制改正に関する重要事項の概要

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

Support 2020 1口 5,000円

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人のお振込をされる場合は個人名をご記入下さい。

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

税制改正要望フォーラム開催

自民・公明国会議員招き議論

11月14日、本連盟は東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2019」を衆議院第1議員会館にて開催した。

今回で4回目を迎えるこのフォーラムの目的は、「令和2年度税制改正の動向について」をテーマに、東京会と本連盟の税制改正に関する要望の説明と国会議員を交えてのパネルディスカッションを行い、意見交換を通じて要望の実現を図るものである。

今回は、本連盟の高橋直之対副委員長の司会進行で、東京会・矢ノ目忠調査研究部長のあいさつに続き、東京会・西村新会長から次のとおりあいさつがあった。

東京会では、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する意見書を作成し、これら意見の実現に向けて東税政が活動を行っている。12月に公表予定の税制改正大綱において、1つでも多くの要望が実現するよう、本日は国会議員の方々と交えて積極的な意見交換を行ってみたい。

続いて、今回のフォーラム開催に尽力いただいた衆議院議員・自由民主党の嶋下一郎議員から、次のとおりあいさつ(要旨)があった。

東京会と東京税政連の税制改正要望については、多くの機会で開催しているが、特に消費税率引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、税理士の方々から専門性の高い指摘を多く受けており、インボイス制度導入までの間、軽減税率制度に改善の余地があることを考えさせられている。税に最も身近にいる先生方の意見は尊重されるべきと思っている。軽減税率制度とインボイス制度については、今後も引き続き提言を行ってみたい。



嶋下一郎議員
「令和2年度税制改正の動向について」

パネリストの方々



また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、税理士法改正に関する提言も、提言していただければ、政策実現に向けて尽力したいと考えている。

次に第一部では、本連盟の菅原祥元政策委員長から、東京会の「令和2年度税制改正及び財務行政に関する意見書」を基に作成した本連盟の「税制改正に関する要望書」の内容に関する説明があった。

続いて第二部では、「令和2年度税制改正の動向について」

をテーマにパネリストのセッションが行われた。参加パネラーは、次のとおり。

【パネリスト】
衆議院議員
越智隆雄氏(自民党)
辻清人氏(自民党)
山田美樹氏(自民党)
若松謙維氏(公明党)
東京会
矢ノ目忠調査研究部長
東京税政連
吉川裕一 副会長
【コーディネーター】
菅原祥元政策委員長
パネリストは、主に①消費税率引き上げに伴う軽減税率制度及びインボイス制度の導入について、②所得税の確定申告期限の延長に関し、今後の方角性を見据えた討議が行われた。

軽減税率制度については、本年10月1日よりの導入され、本連盟が予測していた社会的混乱も散見されてきた。これに関し、矢ノ目調査研究部長から、支部法対策委員会に依頼したアンケート結果について、回答と目録の範囲が不明確であり、それに伴う問い合わせが頻発している。

また、②判断の基準が国税庁のQ&Aしかない、③確認作業など事務負担が増加する、④世界的に見れば軽減税率導入している国は少ないのではないか、⑤徴収コストの問題がある、であったとの説明があった。

また、吉川副会長からの軽減税率制度に対する見直しの可能性に関する質問に対し、越智議員より、軽減税率制度については景気対策の一環として導入されたもので、現時点では見直しに対する動きは見られない。しかし、インボイス制度も含めて多くの意見をいただいているので、今後、税理士の方々と話し合いを通じて考えていきたいとの説明があった。

また、辻議員から、この制度については、消費者側、課税側、経営者側という、それぞれの視点によって考え方が異なるものと思われる。内閣府が12月に公表する景気動向指数などの数字を見て検討すべきとの説明があった。

さらに若松議員から、軽減税率制度については、全国の皆委員会から消費税率引き上げに際し、食卓に係る物に対する痛感を感じ、食卓に何となく緩やかにほろりとした要望があり、加えて、給付金制度の導入についてはシステムが未定であることから、当該制度の導入を進めたいとの説明があった。

パネリストディスカッション終了の際、名倉会長から12月の税制改正大綱の公表に向け、自民税調の勉強会が開始され、その動向を注視しつつ、要望を述べていきたいと考えているので、引き続き協力を願いたいとのあいさつがあった。

最後に坂田幹事長から、本連盟の活動報告があり、予定していた内容を全て終了した。

なお、今回のフォーラムに参加した税理士会員は198名であった。

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

また、吉川副会長からの軽減税率制度について

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催
合同セミナーのご案内

日時 令和2年2月6日(木) 午後2時~4時40分
会場 東京税理士会館 2階 大会議室
参加費 無料

構成 (第1部) 基調講演
テーマ「みらいを、つかめ
—多様なみんなが活躍する時代—」
講師 元総務大臣
元内閣府特命担当大臣・女性活躍担当
衆議院議員 自由民主党 野田 聖子氏

(第2部) パネルディスカッション
テーマ「令和2年度税制改正大綱を読む」
パネリスト 井上 信治 氏(衆議院議員 自由民主党)
木原 誠二 氏(衆議院議員 自由民主党)
矢ノ目 忠 氏(東京税理士会 調査研究部長)
吉川 裕一 氏(東京税理士政治連盟 副会長)

コーディネーター 菅原 祥元 氏(東京税理士政治連盟 政策委員長)

※事前申込みは不要です。
※研修カードを当日ご持参ください。
※テキストは当日配布予定です。
※講師は公務の都合により変更となることがあります。
【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局
☎03(3356)4479

次の世代につなげていきたいもの
それは 税理士どうしの助け合い

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、
弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様に
ご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きな助け合いの輪となっています。
ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1月下旬に届くダイレクトメールを是非ご覧ください。

おしどり保障
個人年金

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁 (東京税理士会 会長)

TEL 03-5740-0321 http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

ブロック別単位税政連 後援会会議開催 組織率向上など議論



熱心な討議が行われたブロック会議

本連盟は、単位税政連の会長・幹事長並びに支部長と後援会会長参加のもと、「ブロック別単位税政連・後援会会議」を開催した。

この会議は、都内の衆議院小選挙区の区割りに準じて48の単位税政連を3つのグループに分け、3回にわたり開催するものである。開催日及び開催場所は次のとおり。

グループ1 11月22日・自民党本部
グループ2 12月4日・参議院議員会館
グループ3 12月5日・参議院議員会館

会議の冒頭、各会長から「①税制改正に関しては、

与党税調の総会も開始され、12月の税制改正大綱の公表に向けて動き出し始めているが、現時点では本連盟の要望に関連する内容は散見できないう状況である②現在、本連盟の組織率は4割に満たない状況であり、依然、厳しい状況である③組織率向上に向け、各単位税政連において、各単位の組織率向上にむけて、④国会議員を囲んでの研修会等の開催に関するノウハウについて、⑤来年度における単位税政連規約改正の予定について、などが討議された。



丸川珠代議員



石原伸晃議員



白眞勲議員



石原宏高議員

会議の議事は、一、東税政からの報告、二、アンケートに関する討議、三、後援会活動報告、四、意見交換・質疑となっており、まず、今年度7月から11月までの本連盟の会務全般について坂田幹事長より報告があり、続いて各委員長より所掌委員会の活動報告があった。

次に会議に先立ち実施した、各単位税政連宛のアンケート結果に基づき討議を行い、①組織力を向上させ



会員増強表彰



るための方策、②会員が増加した単位税政連の方策、③加入勸奨時における問題点、会費納付案内の支部会費案内との同送について、④国会議員を囲んでの研修会等の開催に関するノウハウについて、⑤来年度における単位税政連規約改正の予定について、などが討議された。

なお、このブロック会議に際し、国会会期中という繁忙時期にもかかわらず、石原宏高・衆議院議員(11月22日)、白眞勲・参議院議員(12月4日)、石原伸晃・衆議院議員(12月5日)、丸川珠代・参議院議員(12月5日)の各氏が来場しあいさつされた。

◇会員増強表彰
ブロック会議では、前年度の会員数より増員となった単位税政連に対し、その功労を称えるため、会員増強表彰を行っている。

今回表彰された単位税政連は、次のとおり。

麻布、上野、荏原、大森、世田谷、玉川、目黒板橋、豊島、江戸川南、江東東、町田、東村山(以上、13税政連)。

東京税理士政治連盟 委員一覧

委員会	各委員会の委員																	
政策	新木 昭治(神田)	千葉 晴彦(京橋)	手塚 翔(麻布)	北出 容一(麻布)	寺田 恒男(本郷)	平良 夏木(上野)	根元 雅基(荏原)	堤 義久(大森)	高橋 佐千雄(北沢)	成瀬 佳子(玉川)	浅生 潔(渋谷)	佐々木 徹(上野)	小暮 浩樹(玉川)	稲村 仁史(荏原)	井上 公藏(練馬東)	鎌田 健吾(立川)	関内 智子(東村山)	中野 竜爾(武蔵野)
財務	小林 良樹(神田)	高橋美津子(日本橋)	諏訪 俊行(芝)	佐々木 徹(上野)	小暮 浩樹(玉川)	稲村 仁史(荏原)	井上 公藏(練馬東)	小林 隆行(練馬西)	森井 薫一(西新井)	本間 鉄也(葛飾)	沖本 広成(江戸川北)	松本 献(江東西)	島田 英行(日野)	並木 知紀(町田)				
組織	板谷 祥弘(麹町)	飯田 賢一(品川)	高橋 一行(蒲田)	羽石 隆一(目黒)	池野 智博(杉並)	塩田 佳子(豊島)	桑原 俊彦(西新井)	宮本 博喜(葛飾)	樫山 啓明(江戸川南)	鳥山 博(江東西)	月岡 良輔(江東東)	石毛 和明(青梅)	原 英男(八王子)	福井 紀之(町田)	吉川 旭(武蔵府中)			
国対	竹田 修(日本橋)	山吹 直幸(芝)	大井 敏生(四谷)	吉田 茂(浅草)	阿部 博(大森)	平沢 智(雪谷)	野口 薫(世田谷)	小篠 政雄(板橋)	高津 圭一(練馬東)	武田 眞吾(荒川)	津森 俊也(本所)	伊藤 正廣(向島)	丸山 隆(江戸川南)	内田 智雄(青梅)	金田 圭司(東村山)	渡辺 宏幸(武蔵府中)		
広報	竹田 寛(麹町)	和田浩司郎(小石川)	清水 淳志(上野)	藤岡 敏彦(浅草)	杉田 浩二(品川)	坂井 晴行(荏原)	加藤 雅人(蒲田)	武藤眞理子(世田谷)	市川 潤(渋谷)	水田美津子(中野)	木下 徹(杉並)	久保木浩志(荏原)	遠田 晴雄(王子)	立田 彰(足立)	成田 昌昭(本所)	千原みゆき(江戸川北)		
後援会策	太田 英雄(京橋)	武藤 晃宏(四谷)	須藤 秀子(雪谷)	上野 秀治(目黒)	大田原 宏(新宿)	山上 淳(板橋)	宮島 康雄(練馬西)	西尾 久子(豊島)	天尾 正吾(荒川)	河村 昌彦(足立)	諫山 敦(向島)	向井 剛司(江東東)	山部 雄三(八王子)	内藤 純(日野)	川里 隆之(立川)	五老 慶子(武蔵野)		

(2019年12月現在)

【注】各委員会の委員長および副委員長につきましては、本紙第217号・2面の「選任役員一覧」をご参照ください。

謹賀新年

本年も宜しくお願いたします

税理士界一筋おかげさまで45周年
「税理士とその関与先のために」
この経営理念のもと、日税グループは1972年の創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

日税グループ

- 株式会社 日税ビジネスサービス
- 株式会社 日税不動産情報センター
- 株式会社 共栄会保険代行
- 株式会社 日税サービス
- 株式会社 日税経営情報センター

私のスナック

小倉 修 (品川)

被災地に寄り添う

方から復興状況を聞きながら現地視察をして少しずつ復興している街並みを実感しています。

早いもので東日本大震災が起きてから今年9年目を迎えます。昨年は首都圏でも台風の直撃を受けたなど災害の多い年でしたが、復興に向けた活動は自治体、個人を通じて様々な努力が必要です。

東京税理士会の会員有志が集まって活動している。モア・グリーン税理士の森基金も植樹活動を通って被災地に寄り添う活動をしています。

復興はともないうちに木の生長と同様毎年寄り添っていくことが大事なのではないでしょうか。皆さんも是非活動にご賛同いただき一緒に植樹を行い、商工会の



ほのぼの喫茶室 [牛の背で寝るネズミ]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



◇税理士後援会の活動◇



松原仁後援会定期総会 (R1・10・17)



木原誠二後援会定期総会 (R1・10・29)



税理士による片山さつき後援会定期総会 (R1・11・19)



石原伸晃後援会定期総会 (R1・11・26)



海江田万里後援会 JAXA 見学会 (R1・12・2)



伊藤達也後援会定期総会 (R1・12・4)

去年の秋、日本列島を駆け抜けたラグビーチーム。大会が始まるまでは、日本チームは予選敗退に終わらず、空席ばかりの寂しいワールドカップに終わるのではと、若い頃ラグビー部に属していた身としては、とても心配しましたが、とんだ杞憂に終わりました。大男達が激しくぶつかり合う迫力、己の身体を盾にし



て仲間への信頼と責任。これらのラグビーの魅力は、日本人の心を揺さぶりました。9年の秋でした。(K・W)

普段から人がよく集まる我が家は、年末年始ともなると親兄弟親戚はもちろん、友人知人たちが連日宴会を繰り広げています。家族全員お酒も宴席も大好きなので、おせちを含めたつまみは豊富に用意します。中でも黒豆は手間暇をかけてこだわっています。黒くツヤツヤと光る

編集点描
煮あがった豆を見ていると、無事に迎えられたお正月の象徴にささ思えます。今年是最期の結婚式も控え、一層幸せな年になると楽しみにしています。

『開業まもない若い事務所』篇
伝票持ち込みの顧問先の処理…事務量増加
顧問先回りや営業もすべて所長…時間が足りない

『発展めざましい中堅事務所』篇

『大きく伸びる税理士法人』篇

会計事務所の経営課題とその解決策を動画でご紹介!

『会計事務所のパートナー JDL』
創業以来50年の実績、会計事務所14,000件のノウハウ。
JDLが選ばれる、その理由を、ぜひ、ご覧ください。

Webで動画公開中

IDLナビゲーター 新妻聖子

2020

謹賀新年

皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年本組合は、主要事業である保険事業を中心に堅調に実績を伸ばすことができました。また、新たな分野の事業も加わり、提携事業も益々充実して参りました。ここまで導いてくださった組合員及び準会員、並びに関係者の皆様には深く感謝いたします。

本組合はこの実績に甘んじることなく、本年も基本理念である「組合員の相互扶助のため」に、組合員及び準会員の方々の業務支援と福祉の向上を図ると同時に、税理士業界の更なる発展の一助となるよう、真摯に業務に邁進する所存です。

皆様には、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和二年元旦

東京税理士協同組合 理事長 小久保 隆
他 役員一同



東税協 共栄会

ゴルフを愛する皆様に適切なアドバイス
相場情報、ゴルフ会員権の売買

草分けとしての使命をー

ゴルフに学び、ゴルファーに支えられ50年
今こそ、ゴルフを愛する皆様に適切なアドバイスで
ご恩返しができるものと思っております。

佐川八重子

東京ゴルフ会員権取引業協同組合加盟
株式会社 **桜ゴルフ**
本社 東京都中央区新富5-9-1 銀座コアビル3階
目黒区本町 保田町高島ビル 4F(有楽町線)

お問い合わせ先 TEL 03-3572-8511

三井住友信託銀行グループ
三井住友トラスト不動産

不動産価格査定書を無料でご提供

組合員及び準会員自身の売却・購入の場合、
仲介手数料の**20%を割引**、クライアントの
売却・購入の場合は仲介手数料の**20%を
情報提供料としてお支払い**いたします。

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地1
NMF竹橋ビル7階
首都圏情報営業部 TEL 03-6870-3605

©トラストざん

組合員・準会員の皆さまへ

「小さな感動が起きた。」

自然体でいられるのは二人の価値観が近いから。
お互いの思いを大切に、価値観の近い方を丁寧にご紹介しています。

芙蓉グループ会員会社の皆さまを
中心とした、安心して確かなメンバーです。

結婚

成婚率業界トップクラス。
3,000名を超えるご結婚実績です。

組合員・準会員本人、そのご子息、ご親類、
ならびに親類・知人の方でもご利用いただけます。

申込金480,000円(返別2年有効で、
月会費等の費用は一切かかりません。)

詳しくはホームページをご覧ください。
芙蓉ファミリークラブ
http://www.fuyou-fc.jp

芙蓉ファミリークラブ
〒112-0072 東京都千代田区豊田1-1-1 キヤナルシティビル5F
[営業時間]AM10:00~PM6:00 [受付日]火曜、祝日、年末年始[土曜・日曜オープン]
TEL: 03-3264-1931 E-mail: info@fuyou-fc.jp

組合員・準会員には **税理士業務に関する専門書店**
3つの特典 **東税協直営売店**

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**
2. 1回のお買上げ金額**5,000円(10%割引後)以上は送料無料**
3. **代金後払いサービス** ~HP・FAXにてご注文ください~
組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます
(ご注文の際、優待券利用の旨を明記のうえ、直営売店宛にご郵送ください)
※優待券ご利用の場合も、優待券差引き前金額が5,000円(10%割引後)
以上で送料無料となります

特別優待券の有効期限は2020年6月30日です。お早めにご利用ください。

お問い合わせ先/下記の「直営売店」へ

東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

